平成２９年（フ）第４８号
岡山市南区福富西２丁目９番35号ファミール塩田Ａ202、旧住所岡山市南区福田233番地５福田コーポＡ号
債務者　岡川　　梓
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第７９５号
松山市吉藤３丁目10番34号　ウッドパークＮＡ202号、申立時の住所広島市南区西蟹屋１丁目１番43―501号
破産者　重見　　亮
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　当裁判所が平成28年12月19日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「住民票上の住所広島市南区西蟹屋１丁目１番43―501号」とあるのを「申立時の住所広島市南区西蟹屋１丁目１番43―501号」と更正する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９９０号
福岡県飯塚市太郎丸994番地、前本店所在地福岡県飯塚市太郎丸820番地
破産者　株式会社九州設備メンテナンス
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４９号
福岡県朝倉市三奈木3160番地
破産者　株式会社マンゲン
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８９号
札幌市豊平区中の島１条４丁目１―15　ルミナス　３階　７号室、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森１条13丁目４番10号
破産者　有限会社オーエヌサービス
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２６号
埼玉県川口市大字安行吉岡1299番地の６
破産者　有限会社近藤タイル目地
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
広島市中区中町６番30号
破産者　株式会社獨楽
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２号
山口市小郡円座東町18番８号
破産者　株式会社ライフ
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０４８号
横浜市金沢区福浦３丁目11番１号
破産者　有限会社湘南包装
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６号
長野県佐久市中込3170番地２
破産者　株式会社銀亭
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第８２号
香川県坂出市室町３丁目１番29号
破産者　株式会社家康
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１０２号
愛媛県伊予市中山町佐礼谷丙955番地３
破産者　有限会社ソーデン社松山
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０６号
愛媛県東温市南方117番地４
破産者　株式会社ＩＳＭ
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９９２号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番６号
破産者　尾崎　幸夫
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２７６号
福岡県筑紫郡那珂川町中原６丁目６番25―301号　ＪＧＭヴェルデ那珂川弐番館
破産者　石橋　武士
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲84番地１　ルーチェ篠栗202号、申立前の住所福岡県田川郡福智町金田970番地１
破産者　大井　文吉
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３号
新潟県燕市八王寺1360番地
破産者　金山　利弘
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１３３号
長野県中野市大字江部1298番地５
破産者　河野喜美夫
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
山梨県南アルプス市下今諏訪878番地１
破産者　塚原　秀樹
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係